

環境影響評価図書の提出部数を定める要領

(目的)

第1条 この要領は、さいたま市環境影響評価条例施行規則（令和8年さいたま市規則第39号）第3条第2項、第8条第3項、第28条第2項及び第38条第2項の規定に基づき、環境影響評価図書の提出部数に関する手続を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 環境影響評価図書 さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号。以下「条例」という。）に定める調査計画書等並びに関係地域を記載した書類、準備書等、評価書等及び事後調査書等をいう。
- (2) 事業者 環境影響評価図書を提出する事業者をいう。
- (3) 関係地域 条例第7条第2項の規定による地域をいう。
- (4) 隣接自治体 関係地域に隣接する他の市町をいう。

(提出部数)

第3条 事業者は、紙媒体での提出を行う場合、提出部数の内訳として次に掲げる各部とする。

- (1) 環境対策課用 15部
- (2) アーカイブセンター用 2部
- (3) 関係地域が含まれる区の区役所用 区数に相当する部数
- (4) 関係地域内の公民館用 各施設1部
- (5) 中央図書館用 3部
- (6) 関係地域が含まれる区内の図書館用（中央図書館用を除く）
図書館数に相当する部数
- (7) 関係地域に隣接する自治体用 隣接自治体数に相当する部数

(追加又は削減の措置)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、前条の提出部数を増減することができる。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。